

## －総務省－

**地上デジタルテレビ放送送受信環境整備事業のうち辺地共聴施設整備事業の実施に当たり、施工業者との契約締結時には、国が定めた標準価格に基づく簡易積算書を使用して事業費を算定した場合であっても、業者見積書を徴するなどして事業費の算定が経済的に行われるよう改善させたもの**

簡易積算見積書のみを徴して契約を締結していた事業について、業者見積書を徴して事業費を算定していた場合、低減できたと試算される国庫補助金相当額(支出) 1億2679万円

### 1 事業の概要

総務省は、地上デジタルテレビ放送への円滑かつ確実な移行に資することを目的に、平成20年度から地上デジタルテレビ放送送受信環境整備事業を行う一般放送事業者、市町村、共聴組合等に対し、その事業に要する経費の一部として、電波遮へい対策事業費等補助金等を交付している。このうち辺地共聴施設整備事業（以下「本件補助事業」という。）は、地理的条件による地上アナログテレビ放送の難視聴の解消を目的として設置した辺地共聴施設を地上デジタルテレビ放送対応に改修したり、地上アナログテレビ放送が受信できる地域において、地理的条件により地上デジタルテレビ放送が良好に受信できない新たな難視地区の難視聴の解消を目的として辺地共聴施設を新設したりなどするものである。本件補助事業は、地上アナログテレビ放送が終了した23年7月以降も、引き続き新たな難視地区の難視聴の解消等を目的に実施されることとなっていて、23年度の予算額は37億余円と多額になっている。

総務本省は、20年6月に、「電波遮へい対策事業費等補助金（共聴施設整備事業）実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）を作成しており、その実施マニュアルでは、事業主体は、事業費の内訳となる整備機器の個別単価が社会一般の物価等に対して著しくかい離しないよう、複数の業者から見積書を徴した上で、事業費の算定が適正か確認することとされている（以下、この業者自身が定める単価により作成された見積書を「業者見積書」という。）。その後、21年3月に、事業の円滑な推進に資することを目的として、実施マニュアルの改訂を行い、全国一律に適用される整備機器の標準仕様とそれに基づく標準価格を新たに定めており、このうち、標準価格は、交付申請時において事業費の概算額を算定する際等の参考であるとされている。そして、交付申請に当たっては、上記と同様に、複数の業者から業者見積書を徴するとともに、標準価格と比較を行うなどして、事業費の算定が適正か確認することとされている。これに合わせて、事業主体による事業費の確認等の事務の効率化等のため、整備機器等の数量を入力すると、標準価格による積算額が自動的に計算される電子ファイル（以下「簡易積算書」という。）を作成している。

### 2 検査の結果

事業主体が実施マニュアルに沿って事業費を適正に算定しているか検査したところ、1,023事業のうち52.5%を占める537事業については、事業主体は、業者に簡易積算書を提供するなどしており、業者見積書を徴すことなく、施工業者から簡易積算書による積算額に基づく見積書（以下「簡易積算見積書」という。）のみを徴して、この見積額により当該施工業者と契約を締結し本件補助事業を実施して、国庫補助金の交付を受けていた（事業費計23億6263万余円、国庫補助金計11億5276万余円）。

総務本省は、簡易積算書は交付申請時までの事業費の概算額の算定に使用することを想定していたとしているが、21年3月に簡易積算書を配布した際には、事業主体に対してこのことを明確に通知していなかった。そして、事業主体に簡易積算書により事業費を算定した場合には、複数の業者から業者見積書

を徴する必要がない旨を周知していたが、当該事業費が、交付申請時までの概算額を指すのか、施工業者との契約額を指すのかなどについては明確に示されていなかった。このため、事業主体は、国が定めた標準価格により積算される簡易積算書により事業費を算定しなければならないなどと認識して、施工業者との契約の締結時においても、簡易積算見積書の見積額により契約を締結し、契約額を事業費としていた。

また、簡易積算見積書のみを徴して契約を締結している事業と業者見積書を徴して事業費を算定している事業の事業費を比較すると次のとおりであった。

簡易積算見積書のみを徴して契約を締結している前記537事業の中には、簡易積算書による積算額から施工業者が値引きするなどした見積額により契約を締結しているものもあり、値引率は平均6.1%となっていた。これに対して、業者見積書を徴して算定された事業費と簡易積算書による積算額とが関係書類により比較可能な131事業についてみると、そのほとんどは、業者見積書を徴して算定された事業費が簡易積算書による積算額を下回っており、その低減額の簡易積算書による積算額に対する比率（以下「低減率」という。）は、平均16.4%となっていた。この低減率16.4%は上記の値引率6.1%と比べて10.3ポイントの差が生じており、簡易積算見積書のみを徴して契約を締結している事業について、業者見積書を徴して事業費を算定していれば、より経済的に本件補助事業を実施することが可能であったと認められる。

これらのことから、本件補助事業における事業費の算定に当たり、多数の事業主体において、業者見積書を徴することなく、簡易積算見積書のみを徴して契約を締結し、事業を実施している事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

そこで、簡易積算見積書のみを徴して契約を締結している537事業について、業者見積書を徴して算定していたこととし、前記の値引率と低減率それぞれの平均値の差である10.3ポイントを用いるなどして試算すると、事業費計23億6263万余円は21億0277万余円となり、約2億5980万円（国庫補助金相当額1億2679万余円）低減できたことになる。

### 3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、総務本省は、23年1月に各総合通信局等及び事業主体に事務連絡を発し、23年度以降の補助事業の実施に当たっては、事業費の算定が経済的に行われるよう、施工業者との契約締結時には、簡易積算書により事業費を算定した場合であっても、業者見積書を徴した上で事業費を算定することとするなどの処置を講じた。